

○平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱

平成20年9月3日

告示第27号

(目的)

第1 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で平泉町補助金交付規則（昭和35年平泉町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価すること。

(2) 耐震改修工事 木造住宅の耐震性能の向上を目的として実施する改修工事をいう。

(補助金の交付対象住宅)

第3 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に存する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であるもの

(2) 在来軸組工法又は伝統的工法によって建築されたもので、地上階数が2以下のもの

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの

(4) 町が実施する木造住宅耐震診断事業の耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であったもの、又は重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの

(5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付の対象となった住宅でないこと。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当す

るものとする。

- (1) 第3に規定する補助対象住宅を所有（法人が所有するものを除く。以下同じ。）し、又は所有する者と同居し、かつ、自ら居住の用に供する者で、当該補助対象住宅の耐震改修工事を行う者
- (2) 町税を滞納していない者  
(対象工事の基準)

第5 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 耐震診断による上部構造評点を1.0以上とし、かつ、既存の評点より0.3以上向上するもので、地盤・基礎が安全であること。
- (2) 耐震診断による上部構造評点を1.0以上とし、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事であること。  
(補助金の交付対象経費)

第6 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとし、その合計額が20万円以上のものとする。

- (1) 耐震改修工事費
- (2) 耐震改修工事を行うために必要な既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事費
- (3) 設計費及び工事監理費  
(補助金の交付額等)

第7 補助額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第Ⅱ編第1章4—2—(12)—①3. 第11号に掲げる事業（以下「緊急支援事業」という。）にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額に30万円を加えた額以内の額）。ただし、62万8千円（緊急支援事業にあつては、90万円又は補助対象経費のうち、いずれか低い額）を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する

所得税額の特別控除の額（前号の額が20万円以上の場合に限る。）

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

（提出書類及び提出期日）

第8 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補助事業の内容変更）

第9 規則第6条第1項第2号に規定する町長が定める軽微な変更は、工事内容の変更（当初の工事目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の交付額に変更を生じないものとする。

（申請の取下げ期日）

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（工事の着手）

第11 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに耐震改修工事に着手するものとする。

（工事の中間検査）

第12 町長は、当該耐震改修工事が適正になされているか、申請者に通知の上、その敷地内又は木造住宅の内部に立入り、中間検査を行うことができる。

2 町長は、前項の報告書その他の関係書類、現地調査等の結果により、当該耐震改修工事が適正に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事について申請者に指導を行うものとする。この場合において、申請者が指導に従わないときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成20年7月1日から適用する。

改正文（平成23年告示第1号）抄

平成23年2月1日から施行する。

改正文（平成26年告示第17号）抄  
平成26年7月1日から適用する。

改正文（令和2年告示第20号）抄  
令和2年4月1日から適用する。

別表（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書	第1号	別に定める。
	事業計画書	第2号	
	収支予算書	第3号の1	
	その他町長が必要と認める書類		
規則第6条第1号、第2号及び第3号の規定による書類	平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
	収支予算書（変更）	第3号の2	
	その他町長が必要と認める書類		
規則第13条第1項の規定による書類	平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金請求書	第5号	別に定める。
	事業実績書	第2号	
	収支精算書	第3号の1	
	その他町長が必要と認める書類		

様式第1号(別表関係)

年 月 日

平泉町長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名 ㊟

(電話 ー )

平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書

年度において、平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業を行いたいので、平泉町補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

## 様式第2号(別表関係)

## 事業計画(実績)書

事業施行場所					
建築時期	年 月				
床面積	1階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
用途	専用住宅/併用住宅 (用途 住居外面積 m <sup>2</sup> )				
耐震診断結果 改修前・改修後	1階	X方向	Y方向	最小値	
	2階	X方向	Y方向		
	基礎・地盤の重大な注意事項				無・有
耐震改修工事内容					
事業の期間	着手 完了	年 年	月 月	日 日	
工事施工者	名称	所在地			
補助対象となる事業費	金	円			
交付申請額	金	円			

## 添付書類

(申請の場合)	(精算の場合)
(1) 付近見取図・配置図・平面図(現況)・耐震改修計画図書	(1) 耐震改修実施図書・改修後の耐震診断結果報告書
(2) 改修工事費見積書の写し	(2) 改修工事請負契約書及び領収書の写し
(3) 現況写真	(3) 完了工事費内訳書
(4) 納税証明書	(4) 改修工事写真
(5) その他必要な書類	(5) その他必要な書類

様式第3号の1(別表関係)

収支予算(精算)書

収 入

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
計		

支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
計		

様式第3号の2(別表関係)

収支予算(変更)書

収 入

(単位:円)

項 目	当 初 算 額	変 更 後 の 額	比 較	変 更 内 容
計				

支 出

(単位:円)

項 目	当 初 算 額	変 更 後 の 額	比 較	変 更 内 容
計				



様式第4号(別表関係)

年 月 日

平泉町長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名 ㊟

(電話 ー )

平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け平泉町指令第 号で補助金交付決定の通知があった平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業について、次のとおり変更(中止、廃止)したいので、平泉町補助金交付規則により、関係書類を添えて申請します。

事業の種別(工事種別)	
変更(中止、廃止)の内容	
変更(中止、廃止)の理由	

備考 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、適宜工夫して記載すること。

様式第5号(別表関係)

年 月 日

平泉町長 様

申請者 住所 〒 ー

氏名 ㊟

(電話 ー )

平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった平泉町木造住宅耐震改修工事助成事業が完了したので、平泉町補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

補助金交付決定額 金 円

補助金請求額 金 円

補助金の振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座		

